

(平成28年 1 月 1 日現在)

▲イーサネット伝送サービス契約約款の廃止

(平成27年12月24日 NSク第500320号)

実施 平成28年1月1日

イーサネット伝送サービス契約約款 (平成20年BBサ第800125号) は、廃止します。

附 則 (平成27年12月24日 NSク第500320号)
(実施期日)

- 1 この約款は、平成28年1月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この約款実施前に、当社のイーサネット伝送サービス契約約款 (以下「旧約款」といいます。) の規定により当社が提供している次表左欄のイーサネット伝送サービスに係る契約は、この約款実施の日において、当社のUniversal Oneサービス契約約款 (第5編) の規定により当社が締結した同表右欄のUniversal Oneサービス第3種第2類に係る契約に移行したものとします。

イーサネット伝送サービス契約約款	Universal Oneサービス契約約款 (第5編)
イーサネット伝送サービスに係るもの	Universal Oneサービス第3種第2類に係るもの

- 3 この約款実施前に、旧約款により締結された契約に係る期間等 (最低利用期間を含みます。) に係る起算日等は、附則2の右欄の契約において、なお従前のとおりとします。
- 4 この約款実施前に、旧約款により生じた支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 5 この約款実施前に、旧約款によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。